

高齢者世帯などの除雪費を助成

町では、避難通路確保のための除雪サービスのほかに、除雪作業が困難な高齢者世帯などに対し、除雪業者などに支払った費用の一部を助成し、経済的負担の軽減と在宅生活を支援しています。

○対象者は？

町内に住所を有し、現にその住所に居住している方のうち世帯員全員が町民税非課税で、次の要件のいずれかに該当する方です。

- ・70歳以上の高齢者
- ・身体障害程度等級1級、2級など

注1) 年齢などの基準日は平成29年12月1日です。
注2) 70歳未満の方がいる2世帯住宅は、世帯は別であっても対象にはなりません。

○助成対象となる除雪作業や助成額は？

助成額は業者に支払った額の1/2以内で、作業内容ごとに上限があります。

助成対象 作業内容	①玄関前から道路までの生活 通路や置き雪の除雪	②屋根の雪下ろしや窓の除雪
限度額	3万円	2万円

※①、②両方の助成を受ける場合は、それぞれに申請の手続きが必要です。

○対象期間は？

平成29年12月1日（金）から平成30年3月31日（土）までの除雪作業分が対象となります。

○申請の手続きは？

- ①ご自身が対象者かどうかを確認するための利用申請をしていただき、対象者であれば町は利用決定を通知します。利用決定を受けた方が助成対象者となります。
※11月1日（水）から利用申請の受付を開始します。
- ②除雪作業を業者などと契約します。契約書には作業内容、作業期間、契約金額の記載が必要です。
- ③年度内の作業が完了し、業者などへの支払いが完了したら、町に助成金の申請をします。
※助成金の申請には、契約書と領収書の写しが必要となります。
また、対象期間内に複数回除雪を委託する場合、1回にまとめて申請をします。
- ④町は助成金申請の内容を確認し、助成金をお支払いします。

○申請する場所は？

ゆめりあで申請してください。

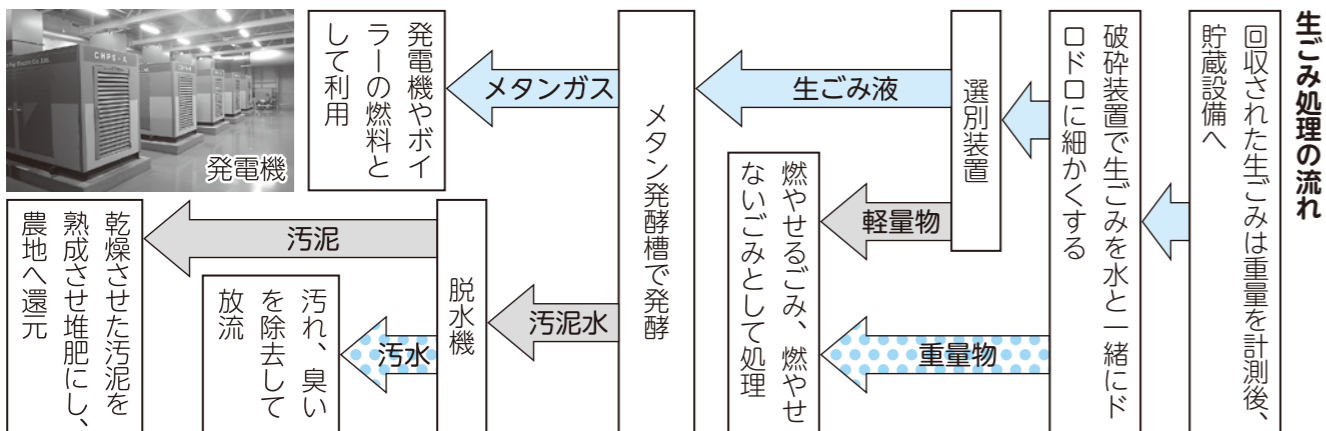


第2回目は「生ごみ」について紹介します。

町内で排出される生ごみは回収業者によって集められ、リサイクルリールに運ばれます。

リサイクルリールでは生ごみを処理し、その過程でできたメタンガスや汚泥を資源として有効利用しています。

メタンガスは発電機やボイラーの燃料として利用され、発電した電気はリサイクルリールで使用する電気の約半分を賄っています。汚泥は堆肥にして販売し、農地へ還元しています。



生ごみに紛れていたレンガやコンクリートブロックなどの重量物

重量物・軽量物とは？

生ごみの処理過程で抜き出して処理されるものです。
・軽量物：ごみ袋や水切りネットなど。
・重量物：破砕できない硬い物や重い物。一番多いのは貝殻で、乾電池やスプーンなどが混ざっていることもあります。

中にはこんなものまで…

包丁やボール、腕時計などの金属の他に、レンガやコンクリートブロック、漬け物石が生ごみとして出されたこともあります。生ごみ以外のものごみ袋に入れないよう、確認してから出しましょう。

生ごみを出す時のポイント！

○生ごみ以外を入れない

生ごみは破砕機でドロドロに細かくします。その際に金属などの硬い物や重い物が入っていると、破砕機の刃が欠けてしまう原因となり、修繕に費用がかかります。生ごみ以外のもので混入しないように気を付けましょう。

また、貝殻やとうもろこしの芯は生ごみと間違えてしまいがちですが、燃やせるごみとして出しましょう。

○しっかりと絞って減量化

生ごみの約8割は水分です。絞ったり、乾かしたりすることで重量を減らすことができ、ごみの減量化につながります。

また、体積も減るので、ごみ袋も節約できます。減量化を心掛けましょう。

○出すときはしっかりとガード

生ごみを出すときは次の対策をしないで、ごみをガラスやキツネに荒らさないようにしましょう。

- ・カゴに入れる
- ・ネットをかける
- ・バケツに入れる